

政務活動記録簿 (県外視察)					
会派・議員名 田尻 匠					
年 月 日	令和3年3月19日(金)～令和3年3月20日(土)				
政務活動先	島根県庁、島根県立古代出雲歴史博物館				
政務活動の目的	今後の他県との文化歴史交流等のために、現状調査・研究を行う				
相手方	島根県教育庁文化財課・古代文化センター、 島根県商工労働部観光振興課、島根県立古代出雲歴史博物館				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県立古代出雲歴史博物館の概要について ・上記博物館の特別展「しきしまの大和へ 奈良大発掘スペシャル」の概要、開催にいたる経緯や奈良県との調整等について ・奈良県との連携事業のこれまでの概要（東京上野国立博物館での「出雲と大和」展示）等について 奈良県と島根県での歴史・展示・交流等の概要と経過、今後の展望についての課題について、今後の奈良県との文化・歴史交流の為、奈良県議会の本会議での質問に役立つ				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	下記の全て	ガソリン代	下記の走行区間	3,087円	148
				1,932円	149
	島根県教育庁文化財課・古代文化センター	NEXCO 西日本	中町ー西石切本線	620円	146
		阪神高速	東大阪(本線)入ー東大阪(筋)	300円	
		NEXCO 西日本	東大阪JCTー吹田本線	710円	
	島根県商工労働部観光振興課	NEXCO 西日本	吹田本線ー佐用本線	3,400円	
		NEXCO 西日本	米子西ー東出雲	680円	
	島根県立古代出雲歴史博物館	NEXCO 西日本	松江玉造本線ー斐川	710円	
		NEXCO 西日本	斐川ー松江玉造本線	500円	
	ドーミイン出雲(宿泊先)	NEXCO 西日本	東出雲ー米子西	480円	150
		NEXCO 西日本	佐用本線ー名神吹田	2,660円	
		NEXCO 西日本	名神吹田ー東大阪JCT	710円	
		阪神高速	東大阪(本線)北入ー東大阪(本線)出	300円	
	NEXCO 西日本	西石切本線ー中町	620円		
宿泊費	12,150円	内訳：ドーミイン出雲宿泊代		147	
会費	円	内訳：			
合計	28,859円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料： 文化財課の概要、島根の歴史文化活用推進事業（何れも受領した資料で抜粋）、古代出雲歴史博物館パンフレット、視察先担当者の名刺				

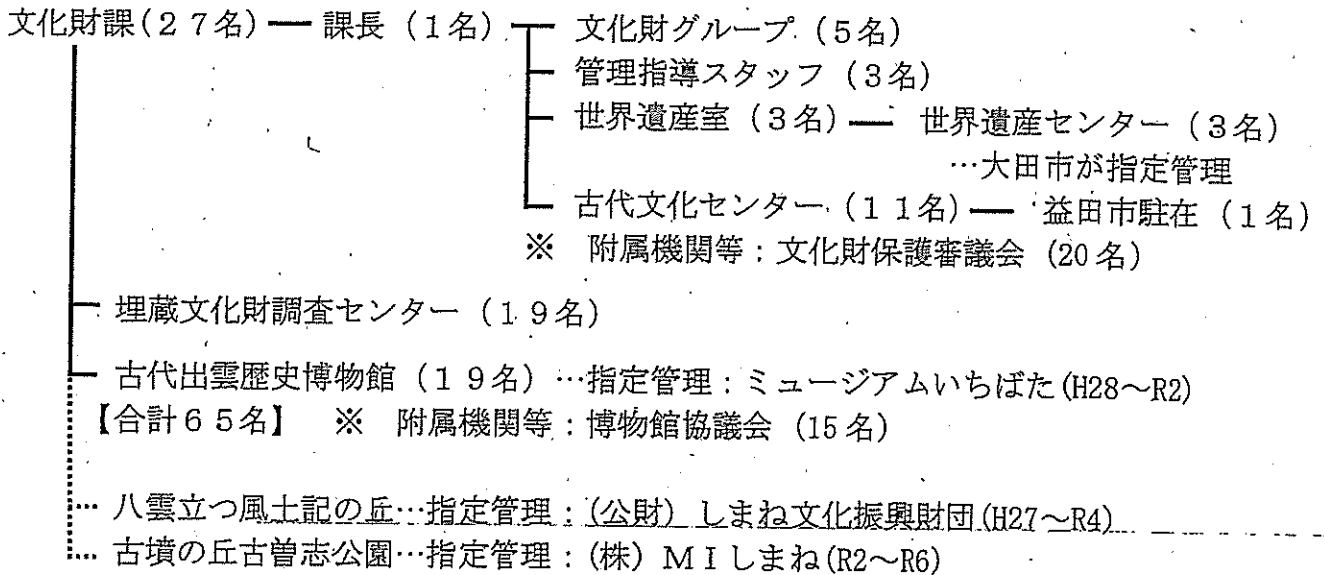
注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

文化財課の概要（令和2年度）

施策 『文化財の保存・継承と活用』

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての保存・継承と、調査研究を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します

1. 組織



2. 業務

■文化財グループ

《分掌事務》○文化財(有形、無形、民俗文化財、天然記念物等)に関すること

《主な事業》○歴史遺産保存整備事業(119,166千円)*R元繰越含む
○風土記の丘事業(66,334千円)
○古代出雲歴史博物館管理運営事業(393,465千円)

■管理指導スタッフ

《分掌事務》○文化財(史跡、名勝)に関すること
○埋蔵文化財に関すること

《主な事業》○埋蔵文化財調査センター事業(789,893千円)

■世界遺産室

《分掌事務》○世界遺産石見銀山遺跡の保全に関すること

《主な事業》○未来に引き継ぐ石見銀山保全事業(120,712千円)

■古代文化センター

《分掌事務》○古代文化の調査、研究及び活用に関すること

《主な事業》○島根の歴史文化活用推進事業(62,588千円)

島根の歴史文化活用推進事業（古代文化センター事業）

①島根の歴史文化研究

1)基礎研究

- 1)考古基礎資料(青銅器、出土品、墓制、生産遺跡)、2)風土記、3)祭礼行事
- 4)中世・近世史料

2)テーマ研究

基礎研究を踏まえて、特定のテーマを3年程度調査研究し、その成果を古代出雲歴史博物館で開催される企画展で紹介し、併せて研究報告書を刊行。【資料1参照】

②島根の歴史文化を活用した情報発信

- 1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、県ホームページに「自宅で楽しむ島根歴史文化」コーナーを開設し、オンラインによる情報発信を実施。【資料2参照】

- 1 「動画で楽しむ」
- 2 「懸賞クイズ いにしえからの挑戦状」
- 3 「電子ブック いまどき島根の歴史」



- 2)県内外で予定していた講座、シンポジウムについては、コロナ禍対策として、オンライン化や定員制限の上、次のとおり実施。【資料3参照】

1 「島根の歴史文化講座 +オンライン」(5回開催)

会場定員の半分程度に会場制限して開催。同時にオンラインで全国に配信。

講演テーマ:日本書紀と出雲(3回)、島根の戦国時代(2回)。

2 石見国巡回講座(講座、ワークショップを各1回)

中世における港町の賑わいをテーマに、浜田市で開催。

3 隠岐国巡回講座(オンライン)

隠岐地域における古代史と近代史をテーマに、2本の講座をオンライン配信

※県外については、東京は開催中止、大阪は人数を制限して開催。

③他県と連携した取り組み

- 1)第8回古代歴史文化賞 ※令和2年度は実施を見送り、令和3年度に延期

国民の古代歴史文化への関心を高めるため、島根、奈良など5県が連携して、古代歴史文化に関する優れた書籍を表彰。

- 2)古代歴史文化協議会(島根・奈良・福岡など14県による連携)

令和元年度から、第2期テーマとして「古墳時代の刀剣類」について共同研究を実施。

毎年、東京で講演会を開催(※令和2年度は開催中止)。

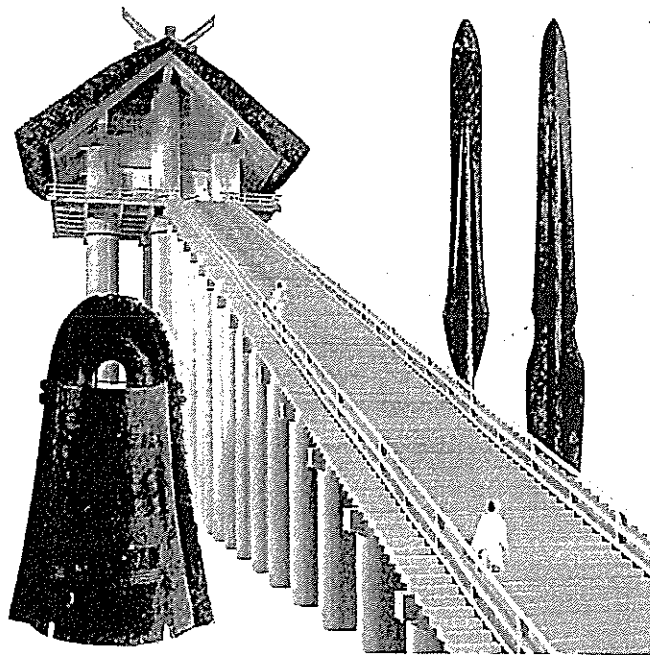
令和4年度に研究成果を活用して、大阪歴史博物館で展覧会の開催を予定。

島根
県立

古代出雲 歴史博物館

Shimane Museum of Ancient Izumo

観覧ガイド
Viewing guide



島根県立古代出雲歴史博物館
Shimane Museum of Ancient Izumo

出雲大社東隣り

開館時間/9:00~18:00(11月から2月は9:00~17:00)
休館日/毎月第3火曜日※変更する場合があります

〒699-0701 島根県出雲市大社町竹築東99-4
TEL.0853-53-8600 <https://www.izm.ed.jp>



島根県立古代出雲歴史博物館
Shimane Museum of Ancient Izumo

館長 まつもと しんご
松本新吾

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4
TEL:0853-53-8601 (直) FAX:0853-53-5350
URL:<https://www.izm.ed.jp>
E-mail: [redacted]



島根県立古代出雲歴史博物館
Shimane Museum of Ancient Izumo

学芸部長
浅沼政誌
Asanuma Masashi

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4
TEL:0853-53-8604 FAX:0853-53-5350
E-mail: [redacted]



島根県立古代出雲歴史博物館
Shimane Museum of Ancient Izumo

総務部長
藤原照久
Fujihara Teruhisa

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4
TEL:0853-53-8603 FAX:0853-53-5350
E-mail: [redacted]
URL:<https://www.izm.ed.jp/>

観光視覚キャラクター「しまねっこ」登録商標第661号

島根県教育庁文化財課
古代文化センター

センター長 中島正顕

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
TEL (0852) 22-6724 FAX (0852) 22-6728
E-mail: [redacted]



島根県商工労働部観光振興課
Shimane Prefectural Government Tourism Promotion Division

誘客推進グループリーダー
錦織 宏
Hiroshi Nishikori

〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL:0852-22-6914 / FAX:0852-22-5580
E-mail: [redacted]
<http://www.kankou-shimane.com/>

しまねの
観光
せとごころ



島根県議会事務局 政務調査課

企画幹

松原 隆敏

matsubara

takatoshi



〒690-8501
島根県松江市殿町1番地
TEL:0852-22-5362 FAX:0852-22-5657
E-mail: [redacted]

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	令和2年 5月 7日 (木)				
表題と発行部数	『主要地方道 枚方大和郡山線 中町工区一部開通』を県政ニュースとして広報 1, 330部印刷 (今年度、政務活動記録簿として報告) 1, 317部発送 (前年度、政務活動記録簿として報告済み)				
対象者	奈良市西部地域の一部				
配布方法	前年度の活動記録簿で報告済 (郵送)				
発行目的	県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 100% その理由 (県政のみに限定)				
内容	奈良県政の施策のひとつである、『主要地方道 枚方大和郡山線 中町工区一部開通』をお知らせするとともに、引き続き、奈良県総合医療センターの周辺整備とアクセス向上、渋滞緩和、緊急輸送道路ネットワーク機能向上などについて取り組んでいる事を県政報告として送付				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷費 (コピー代)	奈良県議会 新政なら	19,921 円	@14.3 x 920 部 @16.5 x 410 部	12
	※100%充当 合計		19,921 円		
備考	添付資料:「主要地方道 枚方大和郡山線 中町工区が一部開通します」				

注 発行した広報紙を添付してください。

ひらかたやまとこおりやま ながまら
主要地方道 枚方大和郡山線 中町工区 が一部開通します

拝啓 皆様には益々ご清栄の事とお喜び申し上げます。

さて、以前より取り組んで参りました奈良県総合医療センター
 周辺整備の一環といたしまして、県道枚方大和郡山線の中町工区の
 砂茶屋橋が令和2年3月21日に開通式が挙行され県議会を代表して
 祝辞を述べる予定でしたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から
 式典は中止となりました。皆様の通行は当日の24時頃になります。

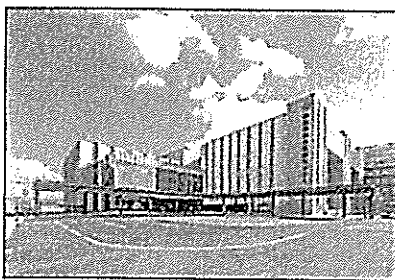
引き続き奈良県総合医療センターの周辺整備とアクセスの向上、
 渋滞緩和、緊急輸送道路ネットワークの機能向上などを含め、
 今後とも奈良県と連携しながら全力で取り組んで参ります。
 取り急ぎの御報告とさせていただきます。

敬具

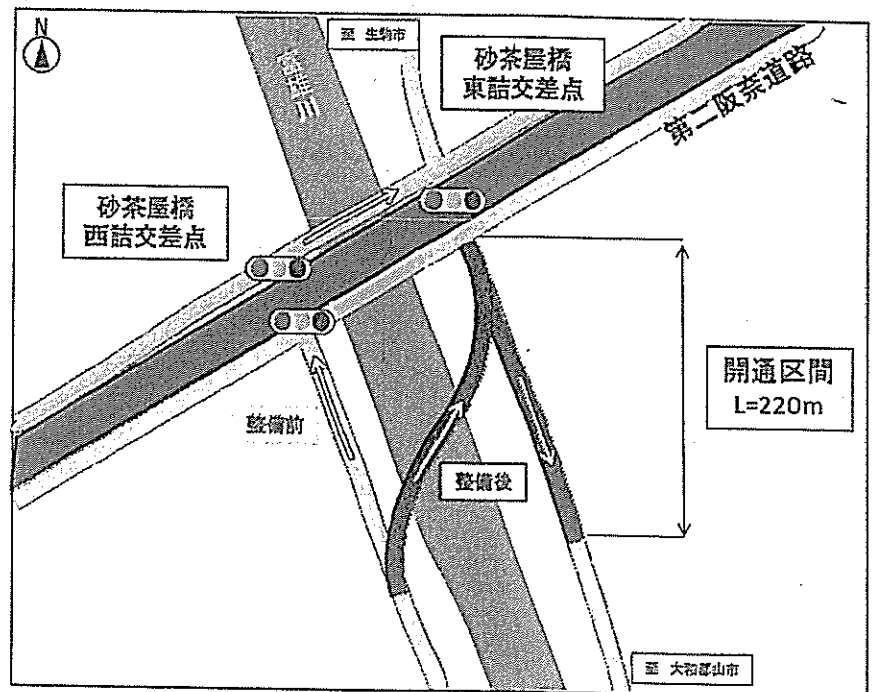
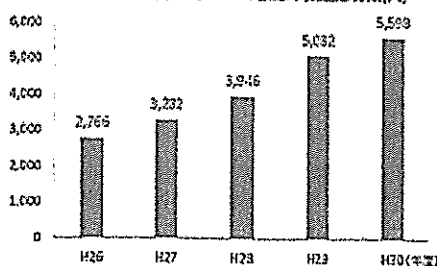
奈良県議会議員 田尻 匠
 建設委員会委員長

奈良県総合医療センター

災害時の救命医療等、高度の診療機能を有し、患者の受け入れ等を行う災害拠点病院に指定されています。



奈良県総合医療センターへの救急車搬送患者数(人)



田尻匠県政事務所：奈良市富雄北1-3-5 北田ビル3F
 0742(52)1666

自 宅：奈良市西千代ヶ丘1-16-20

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 田尻 匠

年月日	令和2年12月12日(月)他				
表題と発行部数	広報紙「県政ニュース」16,000部発行				
対象者	奈良市内、山添村				
配布方法	郵送14,980部、手渡1,020部(計16,000部)				
発行目的	県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率100% その理由(県政のみに限定)				
内容	奈良県政の施策を「県政NEWS」として送付、配布 ・(仮称)奈良市中町道の駅について ・宝来ランプについて ・県民向け電話相談窓口について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	コピー機代 (2本分)	リコージャパン 株式会社	56,100円	@28,050 x 2本 (封筒の宛先印刷)	118
	郵送費 (631局)	奈良西郵便局	527,706円	@57 x 9,258部	99
	郵送費 (630局)	奈良中央 郵便局	326,700円	@57 x 5,008部 @84 x 491部	101
	郵送費 (632局)	大和郡山 郵便局	15,610円	@70 x 223部	102
	県政ニュース 印刷費	有限会社 ビュアネット	108,000円	@6.75x16,000部 (原稿制作費を含む)	105
	封筒代 (発行人印刷費会社)	株式会社 ヨシキ誠宏社	93,280円	@5.83 x 16,000部	114
		※100%充当 合計		1,127,396円	
備考	添付資料: 広報紙「県政NEWS」、封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

★ 奈良の未来を共につくるまちづくり

たじり たくみ 匠

県政 NEWS ニュース



たじりたくみ県政事務所
〒631-0076 奈良市富雄北1丁目3番5号 北田ビル3階
TEL. 0742-52-1666



Greeting - ごあいさつ

皆様にはコロナ禍の大変な時に、経済活動・地域活動、通勤・通学とご家族の感染防止にと、特段のご注意・ご協力を賜り誠に有難うございます。

奈良県議会に於いても感染拡大防止対策と発熱患者受診拡充、PCR検査体制の充実、感染者対策として感染者病室の拡大・医療従事者の確保など、奈良県・厚生労働省と連携を取りながら、スピード感を持って懸命に推進して参りました。しかしコロナ感染は世界的にも、国内・奈良県でも猛威を振るい、県内に於いても既に感染者数1,000人を超えて、第三波が押し寄せています。

県議会に於いても12月・3月・6月・9月議会と連続してコロナ感染防止対策費の補正予算を成立させ、予算の確保にも努めて参りました。経済に於いても県の特別融資

制度の創設・拡大や地域経済の存続の為「いまなら。」キャンペーンを開設して参りました。オリンピックの延期・高校野球の中止・各種イベントの自粛など、今日まで経験した事のない事態が続いています。

これからの県民生活を維持・守る為にオンライン・テレワーク・時差出勤や三密対策など、心の通ったコロナ対策と県政を推進するために全力で頑張ります。

皆様と連携を取りながら、県民の「命と生活」を守るため、県議会の先頭に立って参ります。

奈良県議会議員

奈良県監査委員

田尻 匠

近鉄富雄駅(北口)
徒歩1分です!



奈良県議会議員

たじり たくみ 匠

県政事務所

〒631-0076 奈良市富雄北1丁目3番5号 北田ビル3階
☎ 0742-52-1666 ☎ 0742-52-1660



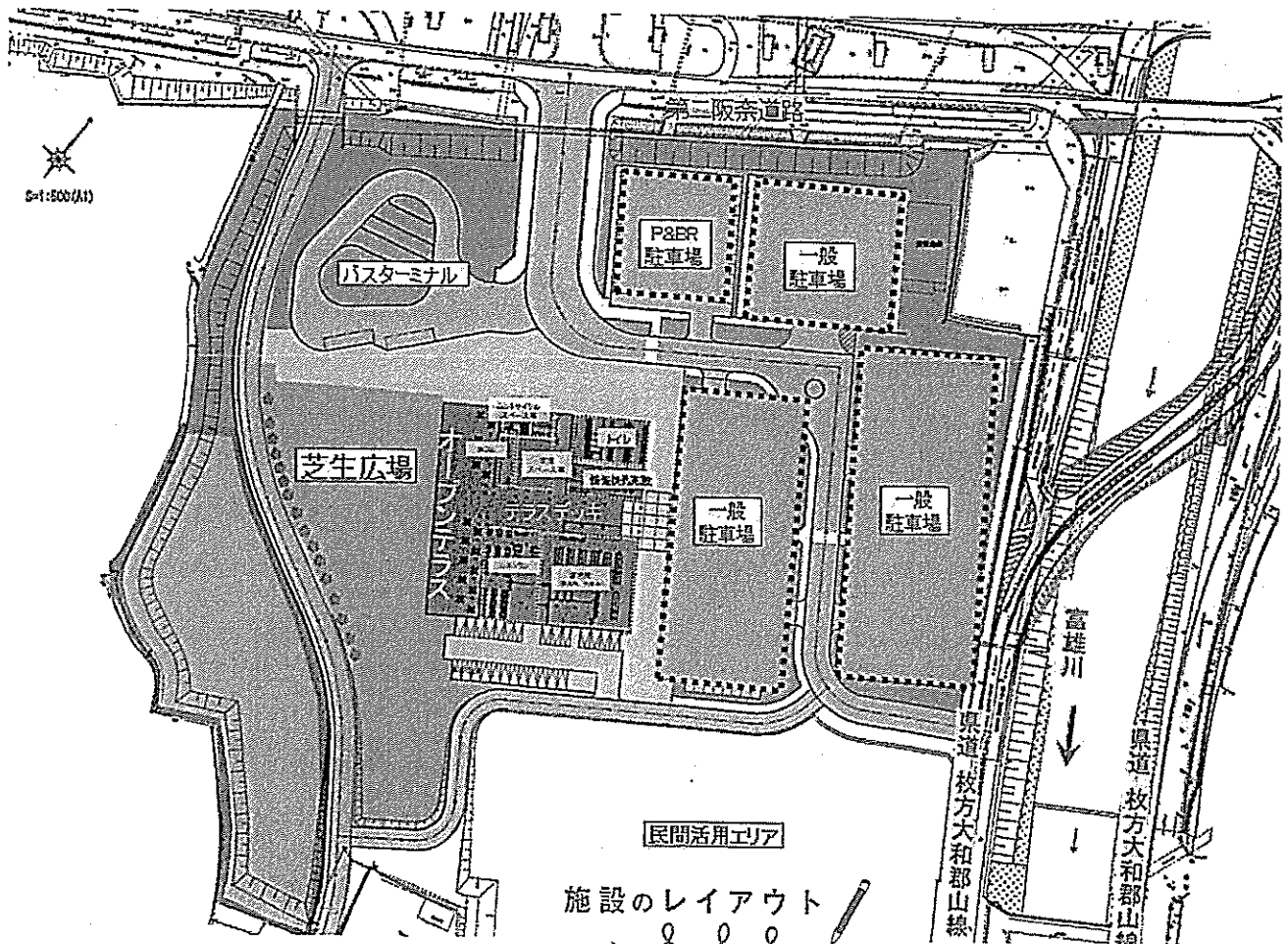
TOPIC
01

(仮称) 奈良市中町道の駅

第二阪奈道路中町 IC と 県道枚方大和郡山線の交差する箇所に 「道の駅」 を整備

主な道の駅の機能

- 地域振興機能
農産物直売所、レストラン、カフェなど
- 公共交通の結節点機能
バスターミナル（高速バスなど）、駐車場
- 地域観光のゲートウェイ機能
周辺の観光資源や歴史、文化の情報提供など
- 防災機能
自衛隊などの支援部隊の集結地（広域防災拠点）





TOPIC
02

直接乗り入れが可能に!!

宝来ランプ

住民要望から 実現へ!!

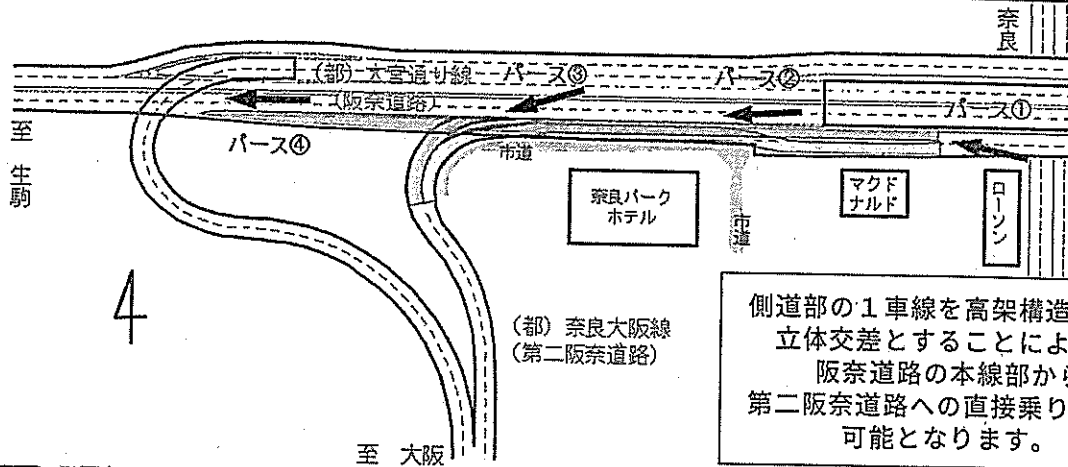
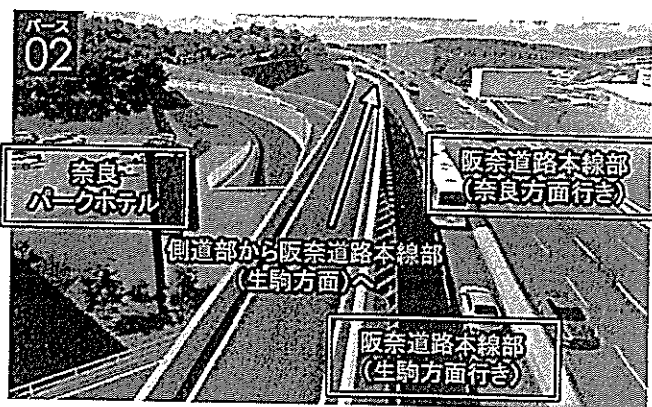
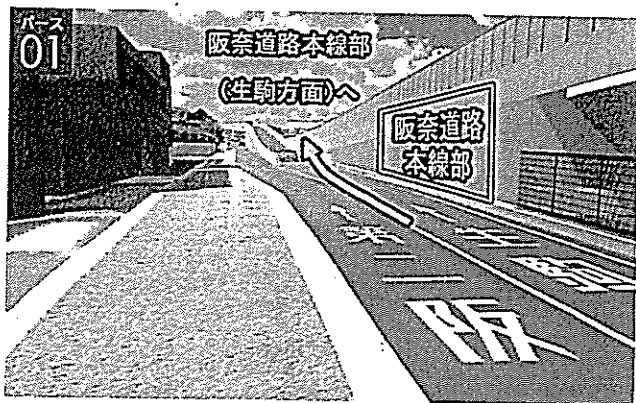
阪奈道路から第二阪奈道路へ 直接乗り入れ

整備効果

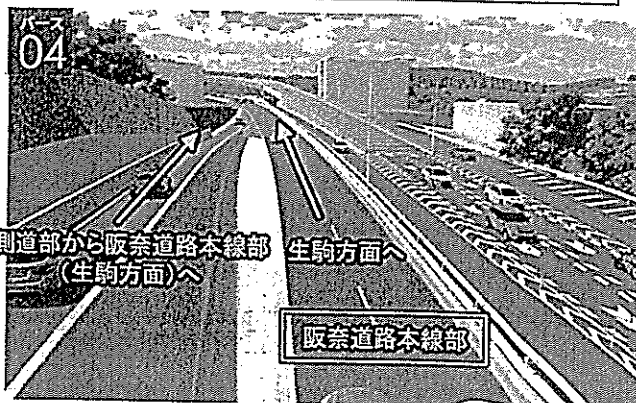
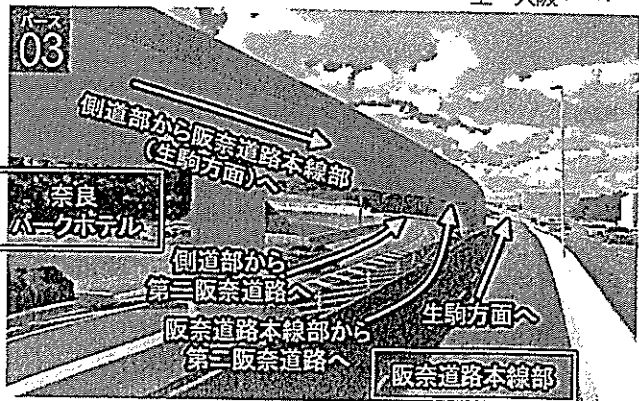
- 阪奈道路の本線部（高架部）から第二阪奈道路への直接乗り入れが可能となり、アクセス性が向上します。
- 円滑な交通が確保され、追突事故の減少等の交通安全性が向上します。
- 交通の定時性の確保に寄与し、地域産業の活性化や観光振興が期待されます。
- 緊急輸送道路ネットワークの機能強化が期待されます。

— 渋滞解消 —

整備後のイメージ図



側道部の1車線を高架構造とし、立体交差とすることにより、阪奈道路の本線部から第二阪奈道路への直接乗り入れが可能となります。





新型コロナウイルス感染症に関する
県民向け電話相談窓口について



- 発熱等の症状のある方は、まず、身近な医療機関に電話相談してください。
- 身近な医療機関がない方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。
- 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。

■ **新型コロナ・発熱患者受診相談窓口** (旧 帰国者・接触者相談センター)

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

★**奈良県における新型コロナウイルス感染症にかかる検査対象**

症状の有無にかかわらず、感染リスクのある方

(下記は例示であり、必要に応じて検査対象となります。)

- ・ 感染判明者との接触があった方、感染リスクのある場所に滞在された方 (いずれも検査前2週間以内)
- ・ 勤務先や通学先、自宅などに、発熱等の有症状者がおられる方
- ・ 医療従事者、福祉施設従事者 等

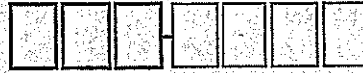
■ **一般的な相談窓口**

新型コロナウイルス感染症について一般的なご相談は、こちらの窓口にお電話ください。

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-8561	0742-27-8565	平日・土日祝 8:30~17:15
奈良市保健所 (最新の情報は奈良市ホームページでご確認下さい)	0742-95-5888	0742-34-2486	平日 8:30~17:15
	0742-95-5888	0742-34-2321	土日祝 10:00~16:00
奈良県郡山保健所	0743-51-0194	0743-52-6095	平日 8:30~17:15
奈良県中和保健所	0744-48-3037	0744-47-2315	平日 8:30~17:15
奈良県吉野保健所	0747-52-0551	0747-52-7259	平日 8:30~17:15
奈良県内吉野保健所	0747-22-3051	0747-25-3623	平日 8:30~17:15

最新の情報は、奈良県ホームページでご確認下さい。
 (右のQRコードよりアクセス)





郵便区内特別

奈良県議会議員



たじり匠

たくみ

県政事務所 〒631-0076 奈良市富雄北1-3-5 北田ビル3F

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 田尻 匠

年 月 日	令和2年4月30日 (木) 他				
表 題	田尻匠県政事務所ホームページ				
対 象 者	インターネット利用者				
開 設 目 的	適宜、議会・県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動等も掲載している)				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治活動の理念 ● プロフィール ● 県議会活動の報告 ● 地域活動の報告 ● 県政への意見募集 など 				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作・維持管理・サーバー使用料	ビュアネット	8,000円	月額定額	7,20,31, 44,54,68, 80,90,104 ,120,133, 152
ビュアネット 50%充当 合計 8,000円 x 12ヶ月 x 50% = 48,000円					
備 考	ホームページアドレス : http://tajiri-takumi.jp/ 添付資料 WEB サイト制作及び管理委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

WEB サイト制作及び管理委託契約書

有限会社 ピュアネット

当該WEBサイト(WEB)の制作及び管理委託者 たじりたくみ県政事務所様(以下「甲」という)と、その受託者であるピュアネット代表藤本 恵理子 (以下「乙」という)とは、下記「たじりたくみ県政事務所WEBサイト」(以下「本WEBサイト」という)の制作及びその管理委託業務等に関し、以下のとおり契約を締結する。

尚、「本WEBサイト」の基本的な構成は、乙が甲に仕様書(別紙仕様書)により、甲乙相互に確認し承認するものとする。

第1条(制作委託)

1. 甲は乙に対し、別紙仕様書の本WEBサイトの制作を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は本WEBサイトの制作に責任を負う。
3. 甲は、本WEBサイトが他人の著作権およびその他の権利を侵害しないことを保証する。本WEBサイトにより権利侵害などの問題を生じ、その結果、乙または第三者に対して損害を与えた場合、甲乙事前に協議を行った上で、甲がその責任を負う。

第2条(本WEBサイトの管理運営)

1. 本WEBサイトの内容(コンテンツ)に関しては甲の責任とする。甲は乙に対し、本WEBサイト内の文章の追加・修正・削除などを要求することができる。乙はそれを速やかに行わなければならない。
2. 但し、甲が乙に対し、別紙仕様書に定めた内容や体裁以外の大幅な変更、あるいは大幅な加筆・修正を希望する場合は、甲乙が事前に協議を行い、仕様の変更及びそれによって生じる経費を書面にて示し、双方合意をしたうえでそれを行うものとする。
3. 甲は乙に対し、前項で合意した代金を、本契約書第3条で定めた金額とは別途支払うものとする。
4. 乙は甲に対し、本契約締結後から契約終了まで3ヶ月ごとに運営に関する作業等の報告を書面にて提出する。

第3条(支払と契約期間)

1. 本著作物の別紙仕様書に基づく制作及び管理運営の代金を、甲は乙に契約締結後、毎月下旬に乙の銀行口座へ支払うものとする。尚、制作費と運営費を含め、月額8,000円(税込)とし、乙は甲に対し、都度請求書及び領収書を発行する。
2. 契約期間は、2019年8月1日から2023年5月31日までの46か月間とする。

第4条(権利の帰属)

1. 本契約に基づくWEBサイト制作に必要なHTMLデータ及び画像データ、スクリプト等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した、テキスト原稿・画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 本契約書第8条に基づき、契約を解消した場合、解除日からWEBサイトのデータすべては乙に帰属し、乙は甲の指示に基づき、破棄するものとする。

第5条(機密保持義務)

1. 甲および乙は、本契約に基づき業務上知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意なく、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども、第三者に提供または漏洩し、もしくは本契約以外の目的に利用してはならないものとする。

第6条(個人情報の保護)

1. 個人情報の保護に関しては、日本の法律においての個人情報保護に関する法律に準拠し、従うものとする。

第7条(責任制限)

1. 乙は、制作物自体または制作物の仕様から直接的、または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、本契約で締結する金額を超えて責任を負わない。

第8条(本契約締結後の取消、中途解約)

1. 甲は本契約の締結後、本契約書第3条で定めた契約期間の間は解約することができない。但し、甲の判断で運営が困難と判断した場合は、甲は乙に対し契約解除日の30日前に契約解除の旨を通告し、甲乙共に協議を行った上で、本契約書第3条で定めた契約期間を無視し解約することができるものとする。
2. 契約解除になった場合、契約日をもって本WEBサイトの制作・運営は終了するものとする。終了後、乙は甲の指示に基づき、本WEBサイトのデータを破棄するものとする。
3. 契約終了日をもって、取得ドメイン `tajiri-takumi.jp` の管理・所有権は甲から乙に移管し、乙はドメインの有効期限を迎えるまで管理を行う。尚、有効期限を迎えた場合は更新をせず、破棄のために更新手続きを行わないものとする。

第9条(協議)

1. 本契約にない事項及び本契約書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第10条(再委託)

1. 乙は、自らの責任において、本業務の一部を第三者に委託することができる。
2. 乙は、前項の場合、当該再委託者に対し本契約書第5条に定める秘密保持義務と同様の義務を負わせなければならない。

第11条(契約上の地位の移転等の禁止)

1. 甲および乙は、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転しまたは第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。ただし、前条の定めに基づく再委託の場合には、この限りではない。

第12条(条項の無効について)

1. 万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第13条(準拠法について)

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第14条(有効期間)


1. 本契約の有効期間は本契約書第3条に基づくものとし、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項の定めにかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。




第15条(協議および管轄裁判所について)

1. 本契約に定めのない事項に関して甲乙間で問題及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 甲および乙は、本契約に関して当事者に紛争が生じ、訴訟の必要性が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年8月1日

甲 住 所 奈良市富雄北1丁目3番5号 キタダビル3階
社 名 たじりたくみ県政事務所
代 表 者 田尻 匠 

乙 住 所 奈良市山陵町2番1号310
社 名 有限会社  ト 
代 表 者 藤本 

令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市富雄北1丁目3番5号 キタダビル3階 電話 0742-52-1666 延べ床面積 39.6 m ²
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社キタダビル) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.6 m ² (a) うち政務活動使用面積 39.6 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 39.6 / 39.6 → 按分率 1 / 1
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: 政務活動で事務所全体を使用)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑨備考	利用期間: 令和2年4月1日から令和3年3月31日

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

キタダビル賃貸借契約書

令和元年6月13日 (2019年)

賃貸借契約書

株式会社キタダビル 代表者 北田充秀（以下甲という）と田尻匠（以下乙という）との間に次のとおり契約を締結した。

第 1 条 甲はその所有する下記物件（以下本物件という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約諾した。

物件の表示 奈良市富雄北1丁目3番5号
第1キタダビル3階（12坪）

第 2 条 乙は本物件を事務所として使用することを目的とし前記目的以外に使用できない。

第 3 条 乙は賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって使用すると共に、本物件の全部、又は一部分といえども他に賃借権を譲渡したり、転貸してはならない。また名目の如何を問わず他と共同使用してはならない。

第 4 条 本物件の賃貸借期間は、

令和元年7月1日 から 令和3年6月末日まで

の2ヶ年とする。

但し期間満了前2ヶ月以内に甲、乙協議成立したときは末尾確認書をもって契約を更新することが出来る。

第 5 条 賃貸料は1ヶ月金 50,000 円（税別）也として乙は毎月末日までに翌月分を前払いとして甲に支払うものとする。

第 6 条 乙が賃貸料並びに諸料金を第5条の支払期日まで納入しないときは乙は甲に対し年 14.6%の割合による延滞料を加算して支払わなければならない。

第 7 条 本契約期間中といえども経済情勢の変動、公租公課その他負担の増加等の事由があるときは甲は乙に対して賃貸料の増額を請求することができる。その際乙は増額を拒むことができない。

第 8 条 乙は本物件に関する下記費用を負担するものとする。

- ① 本物件の主体建築および基礎的附帯設備以外の一切の修繕費、電気、水道およびガスに関しては本物件附属の計量器より内側に係る修理一切。
- ② 建具類、畳、シャッター、窓硝子、水洗便所の故障等の修繕費。

第 9 条 天災地変、出火類焼その他の原因により甲の責に帰し得ない事由によって乙が受けた損害について甲は賠償の責を負わない。

第 10 条 天災地変、出火類焼その他の原因により本契約が継続不能の状態となったときは、甲は乙に対して残り家賃の返還はせず、乙は之を請求せざる事を約諾した。

第 11 条 甲または甲の指示を受けた者（請負人、臨時雇用者等を含む）はこの建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し必要あるときは随時本物件内に立入り調査できる。
また乙に対し臨機の指示を命ずることができ、乙は甲の指示に従わなければならない。

第 12 条 乙は下記の各号の場合、甲に対して予め書面による申出をなし甲の書面による承諾を受けなければ実施することができない。

- ① 乙が本物件の内外を問わず改修、造作、塗装、間仕切、電気装置、ガス、水道等施設の新設変更および撤去する場合。
- ② 建物の外面（屋上を含む）窓硝子、階段その他に広告文、ポスター等の掲示および看板を設置する場合。
- ③ その原状を変更する場合。

第 13 条 乙において下記の各号に1つでも該当する行為があった場合は、甲は乙に対し催告その他何等の手続きを要せずして単に通知するのみで本契約を解除することができる。契約解除を受けた乙は速やかに本物件を甲に明け渡し返還しなければならない。

- ① 本契約条項の1つにでも違反した場合。
- ② 賃借人またはその使用人の過失により本物件を著しく毀損しまたは本物件内で火災を発生せしめたとき。
- ③ 賃料または諸料金の支払いを2ヶ月以上延滞したとき。
- ④ 無断で本物件から退去したとき、または正当な事由なく2ヶ月以上本物件を使用しないとき。
- ⑤ 他から仮処分、仮差押、競売、強制執行、破産等の申立を受けたとき。
- ⑥ 近隣との共同秩序を破壊する行為があったとき。
- ⑦ その他不信の行為があったとき。

第14条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は遅滞なく乙の費用で本物件内外に残存する一切の乙の所有物件を撤去するなど甲の指示に基づき、契約時の現状に復さなければならない。
乙において現状に復さない場合は甲において之を行う。この場合之に要する費用は乙の負担とする。
また乙の所有物件の処分権は甲のものとするも乙は異議なきものとする。

第15条 賃貸借期間終了後、本物件の明け渡し完了に至るまでの期間については乙は甲に対して損害金として第5条所定の賃料ならびに諸料金および第6条所定の延滞料を支払わなければならない。

第16条 賃貸借期間の満了、契約の解除、その他自由の如何を問わず賃貸借関係が消滅した場合は、乙は甲に対して本物件に関する本契約上の一切の債務を清算完済するは勿論、移転料、立退料、老舗料、造作買取費、その他名目の如何を問わず一切金銭上の請求は出来ない。

第17条 万一乙が死亡し家族が引続き賃借する場合は相続人を定め甲に申出て契約者とする。若し2ヶ月以内に申出ない場合は本契約が解除されたものとして甲より本物件の明け渡しを請求されても異議はないものとする。

第18条 保証人は乙と連帯して甲に対し本契約に基く一切の債務履行および損害賠償の責を負わなければならない事は勿論、債務不履行の場合は全財産に対し直ちに強制執行を受けても異議無い事を確認した。

本契約第4条但し書の場合もまた同じ。

第19条 本契約履行に関する細目は末尾記載の細則事項につき不知、不読その他例文等の事由を以て本契約に基く債務を免れることができない。

第20条 賃貸借期間中もしくは期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは甲は6ヶ月前に、乙は3ヶ月前にいずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第21条 水道料、電気代、ガス代については、共同部分の配分の関係がある為、甲の責において毎月精算することを乙は承諾するものとする。

第22条 甲は消費税納税義務者である為、消費税相当額は乙の負担とする。

第23条 本契約書に定めなき事項は、甲、乙協議の上これを定める。万一訴訟等の生じたときは甲の居住地の裁判所を第一審の裁判所とすることに各当事者は合意した。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通ずつ保有するものとする。

令和 元 年 6 月 13 日

甲 住 所

奈良市富雄北一丁目3番5号

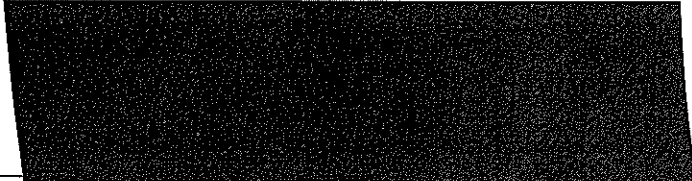
株式会社 **キコウ**

代表取締役 **北田 克秀**

氏 名

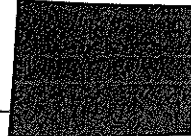


乙 住 所



氏 名

田尻 匠



連帯保証人

住 所

氏 名

印

確 認 書

契約期間満了につき下記の通り契約更新する。

更新期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

摘 要

平成 年 月 日

甲

乙

確 認 書

契約期間満了につき下記の通り契約更新する。

更新期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

摘 要

平成 年 月 日

甲

乙

契約履行に関する細則

1. 開店・閉店については乙の自由時間とする。又休日についても同じ。
2. 乙の所有物件は本物件の内外を問わず乙においてその保管の責に任ずる。
3. 本物件に付属する錠鍵は乙において大切に保管するは勿論、万一毀損紛失した場合は乙の費用をもって新調又は修繕する。
4. 甲の承認を要する事項について
 - ① 金庫、その他重要物を搬入する場合。
 - ② 電灯、電力、電話引込み架設する場合。
 - ③ 甲の施設した以外の暖房、放熱器類を使用する場合。
5. 甲に連絡を要する事項について
 - ① 電気、ガス、水道等その他の設備に故障を生じた場合。
 - ② 火災、盗難その他非常事故を発見した場合は、最寄の警察署または消防署に連絡すると共に甲に連絡する。
 - ③ 閉店後非常事項発生の際の連絡先を予め書面にて甲に通知しておくと共に親しい近隣にも相互連絡をつけておく。
 - ④ 火元責任者を定め常に火災の予防に注意し、発火性、爆発性のある物をはじめ、危険物一切を持ち込まない。やむを得ず持込む必要がある場合は監督官庁の許可又は指示を受けると共に甲にも連絡する。
 - ⑤ 店舗を5日間以上閉店する場合。
6. その他について
 - ① 各店舗・事務所内外の清掃、塵埃は乙において一切処理し常に清潔にしておくこと。
 - ② 洗面所、便所は特に常に清潔に使用するは勿論、煙草の吸殻、燐寸、布、脱脂綿等による故障の起きないように特に留意のこと。
 - ③ ガスの取扱いは充分注意し、ガス漏れの点検、元栓の開閉の確認を行いガスによる不測の災害のないよう各自責任をもって務める。
 - ④ 各店舗に消火器の備付の励行。
 - ⑤ 動物、獣、爬虫類等の生物の飼育は一切認めない。
7. 本細則の定め無き疑義が生じた場合は甲、乙相互において協議する。

令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 田尻 匠

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted] [Redacted] [Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和 3年 3月31日	
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤給料(賃金)	840円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動関連事務処理補助のみ) → 按分率 1 / 1	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市富雄北1-3-5 キタダビル3階 田尻匠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助		
就業時間 (休憩時間)	10:00 ~ 16:00 (休憩1時間) 週3日程度		
休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 840円 諸手当 通勤手当 (一日あたり) 740円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月月末) 賃金支払日 (翌月初旬) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和2年4月1日</div> <div style="text-align: center;">雇用者 田尻匠</div> <div style="text-align: center;">被雇用者 [Redacted]</div>			

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 田尻 匠】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2020/4/1						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計
労働日数	17	12	12	13	13	15	12	13	14	15	12	13	17		166
労働時間数	85	60	60	65	65	75	60	65	70	75	60	65	85		830
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
基本給	71,400	50,400	54,600	54,600	63,000	50,400	54,600	58,800	63,000	50,400	54,600	71,400			697,200
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
通勤手当(非課税)	12,580	8,880	9,620	9,620	11,100	8,880	9,620	10,360	11,100	8,880	9,620	12,580			122,840
課税合計	71,400	50,400	54,600	54,600	63,000	50,400	54,600	58,800	63,000	50,400	54,600	71,400			697,200
非課税合計	12,580	8,880	9,620	9,620	11,100	8,880	9,620	10,360	11,100	8,880	9,620	12,580			122,840
総支給額	83,980	59,280	64,220	64,220	74,100	59,280	64,220	69,160	74,100	59,280	64,220	83,980			820,040
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税対象額	71,400	50,400	54,600	54,600	63,000	50,400	54,600	58,800	63,000	50,400	54,600	71,400			697,200
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
差引支給額	83,980	59,280	64,220	64,220	74,100	59,280	64,220	69,160	74,100	59,280	64,220	83,980			820,040
領収															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

